

平成30年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業

募集要領

事前採択タイプ（提案型）

- 本募集要領は平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のうち、事前採択タイプ（提案型）の応募方法を紹介しているものです。
- 提案型とは、必ずしも長期優良住宅の増改築認定基準や評価基準によって評価できない性能向上工事や、長期にわたって住宅を維持保全する仕組み等についてご提案いただき、先導性・汎用性・独自性等が認められる提案を選定するものです。
- 長期優良住宅（増改築）認定を取得するリフォームや、評価基準に適合させるリフォームといった単に基準に基づいて実施するリフォームについては、認定長期優良住宅型（通年申請タイプ）や評価基準型（通年申請タイプ）がご活用いただけます。
- 補助対象や、補助金交付申請手続きの詳細については、交付規程及び交付申請等マニュアルを必ず参照し、承知の上で提案応募してください。

平成30年4月

国土交通省 住宅局

平成29年度事業からの主な変更点

(提案型以外の内容も含む)

●提案型に関する事項

1) 「安心R住宅」制度への対応について

- 本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型に適合し、かつ、「安心R住宅」の標章を付与して流通されるものについて、「安心R住宅」の標章を使用する事業者団体として国土交通大臣に登録された「特定既存住宅情報提供事業者団体」による公募を受け付け、事前採択の対象とします。
- 評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型には適合しないものであって、かつ、「安心R住宅」の標章を付与して流通されるものについては、提案型による公募を受け付け、事前採択の対象とします。
※評価基準等同等と認められる代替措置の提案が必要です。

2) 応募・申請方法について

- 高度省エネルギー型は、公募・事前採択を行わず、通年申請のみとします。

注) 上記の内容は変更の概略であるため、詳細は本募集要領の該当箇所を参照のこと

通年申請タイプについて

- ・ 通年申請タイプ（評価基準型・認定長期優良住宅型・高度省エネルギー型）は、事前の公募・採択の手続きを経ず、交付申請を行えるタイプです。
- ・ 通年申請タイプの申請方法については、別途ホームページ（http://www.kenken.go.jp/chouki_r/）で4月10日頃公表予定です。
- ・ 通年申請タイプにおいては、募集要領を用いませぬので、交付規定、交付申請等マニュアルをご確認ください。

用語について

本マニュアルにおける用語の定義は次のとおりとします。

交 付 規 程：平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程

交付申請等マニュアル：平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル

共 同 住 宅 等：共同住宅、長屋建て住宅及び併用住宅

増改築認定基準：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の「増改築基準」

評 価 基 準：平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業住宅性能に係る評価基準

B E L S：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度であるところの建築物省エネルギー表示制度

支 援 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

評 価 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

既存住宅状況調査技術者：既存住宅状況調査技術者講習登録規定（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定される者

安 心 R 住 宅：特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）第2条第1項に規定される特定既存住宅であつて、同規程の定めるところにより、国土交通大臣が定める標章を使用して、広告されたもの

目次

1.	事業の趣旨	2
2.	事業内容	3
2-1.	対象事業	4
2-2.	対象事業者	8
2-2-1.	提案者	8
2-2-2.	提案者の種別	8
2-3.	補助額	10
3.	事業の実施方法	15
3-1.	公募・審査	15
3-1-1.	公募	15
3-1-2.	審査	16
3-1-3.	採択	16
3-2.	補助金交付	16
4.	応募方法	18
4-1.	公募期間	18
4-2.	提出書類	18
4-3.	提出先、問合せ先、資料の配付場所	18
4-4.	応募書類の提出方法	19
	<記入にあたっての留意点>	20
5.	留意事項	24

資料編 「提案型」のテーマ設定と提案のポイント

別紙 応募書類様式

はじめに

この募集要領は、「事前採択タイプ（提案型）」の長期優良住宅化リフォームに適用するものであり、補助金の交付申請に先立って実施する公募手続きを案内するものです。

したがって、補助金の交付対象や交付手続き等については、必ず平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程及び長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアルを参照し、承知した上で、提案応募してください。

1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世帯同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び子育てしやすい環境整備並びに流通促進に向けた市場環境の形成を図ることを目的とします。

「提案型」の募集では、増改築認定基準や評価基準によって評価できない性能向上工事や、長期にわたって住宅を維持保全する仕組み等について、リフォーム事業者等の幅広い提案を受けることにより、多様なリフォームのあり方や知見を収集し、新たな性能向上手法の実現、低コスト化、工期短縮等の実現を図るものです。

■ポイント

- ・ 提案型にご応募いただくメリットは主に以下の3点です。
 - ① 増改築認定基準等では評価できない性能向上リフォームについて、認定基準等相当とみなすことで、補助を受けられる。
 - ② 事前に採択することで、予算の一定額を確保できる*。
※平成29年度までと同様に、当初の交付申請期限までです。
 - ③ 実際に工事に要した額を補助対象とし、申請することができる場合がある。
- ・ 提案型にご応募いただく際の留意点は主に以下の2点です。
 - ① 一定の審査を受ける必要があるため、交付申請ができるようになるまで時間がかかる。
 - ② 審査結果によっては、提案の一部又は全てが採択されない可能性がある。

2. 事業内容

本年度においては、①評価基準型（通年申請タイプ）、②認定長期優良住宅型（通年申請タイプ）、③高度省エネルギー型（通年申請タイプ）、④提案型（事前採択タイプ）、⑤安心R住宅（事前採択タイプ）の5つの事業タイプを予定しており、この募集要領は、④提案型（事前採択タイプ）に適用します。評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型には適合しないものであって、かつ、「安心R住宅」の標章を付与して流通されるものについては、④提案型による公募を受け付け、事前採択の対象とします。各タイプの公募時期等の予定は次表のとおりです。

表 1 平成29年度の募集スケジュール（予定）

事業タイプ		公募時期等
①評価基準型	通年申請タイプ	平成30年4月上旬 事業者登録受付開始
②認定長期優良住宅型	通年申請タイプ	平成30年5月初旬 住宅登録受付開始
③高度省エネルギー型	通年申請タイプ	平成30年5月初旬 交付申請受付開始
④提案型 <u>（本要領に基づく公募）</u>	事前採択タイプ	平成30年4月10日 公募受付開始 平成30年6月下旬 採択
⑤安心R住宅	事前採択タイプ	平成30年4月10日 公募受付開始 平成30年9月28日まで随時採択

※ 公募時期等は変更となる可能性があります。

<事前採択タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立って事前に公募し、採択
- ・ 安心R住宅は、評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれかの要件に適合するものについて交付申請可能
- ・ 提案型では、評価基準や増改築認定基準にそのままでは適合しない事業も、同等の性能を有すると認められれば、補助事業を実施可能
- ・ 事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、補助金交付申請書の当初提出期限までの間は、一定の予算枠を確保可能
- ・ ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要

<通年申請タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立ち、事前の公募・採択なし
- ・ 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
- ・ 予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある

■補足

- ・ 同一の事業者が複数の事業タイプに応募・申請することが可能です。
- ・ 補助金を受けるためには、個別の住戸・住棟ごとに交付申請及び完了実績報告が必要となります。
- ・ 事前採択タイプにおける、交付申請及び完了実績報告の手続き方法については、採択された方に対してお知らせします。

2—1. 対象事業

本事業の対象は既存住宅（戸建住宅及び共同住宅等）のリフォーム工事とします。

■補足

- ・ 築年数に関する要件はありません。ただし、劣化対策・耐震性の基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。特に耐震性については、新耐震基準レベルであることが求められますので、昭和56年5月以前着工の住宅で耐震性の有無が確認されていない場合は、耐震診断を実施の上、耐震性がない場合には、耐震改修を実施する必要があります。
- ・ 工事請負契約に基づかない場合は補助事業の対象とはなりません（例：施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合など）。買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 新築時に長期優良住宅（新築）認定を取得している住宅は対象外とします。
- ・ 一般的な住宅に広く適用可能な提案をしていただくことが可能です。この場合、必要に応じてどのような住宅について適用可能かについて、提案書にご記入ください。
- ・ 1戸又は数戸（1棟又は数棟）の特定の住宅について、その特性に応じた提案も可能です。この場合、その特定の住宅の概要（住所、面積、構造、名称等）を提案書にご記入ください。
- ・ 一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適用されますので、戸建て住宅ではなく、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分の性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象とはなりません。
- ・ 1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円（補助額が10万円）以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・ リフォームに伴い増築する場合、増築部分については補助対象外とします。ただし、増築部分に調理室等を増設する場合は、その増設費用（増築に係る躯体工事費は含まない）に限り三世代同居対応改修工事として補助対象とします。

応募にあたっては、下記の（1）～（6）の要件を全て満足する必要があります。

（1）リフォームによる住宅性能または住宅性能を実現する仕組みについて、先導性・汎用性・独自性等の高度な提案性を有すること。

先導性・汎用性・独自性等とは以下の例に示すようなものをいいます。

- 例）・評価基準又は認定基準に適合しないものの、同等と認められる代替措置の実施
- ・ 新技術（設計手法、工法、材料等）の導入
 - ・ 地域独自の気候・風土への対応
 - ・ 低コストな長期優良住宅化リフォームの実現手法
 - ・ 長期に性能を維持保全する仕組み 等

また、「提案型」のテーマ設定と提案のポイント」に示す提案テーマ、又は自ら課題設定したテーマに対し、解決方法を示す提案を行ってください。「提案型」のテーマ設定と提案のポイント」は資料編を参照してください。

学識経験者からなる評価委員会の評価を基に採択を決定します。過年度事業の評価結果や、提案・採択の概要等については下記のURLに掲載していますので、参考にしてください。

- ・ 過年度長期優良住宅化リフォーム推進事業「提案型」の評価結果

http://www.kenken.go.jp/chouki_r/past.html

(2) リフォーム後の住宅性能のうち、劣化対策及び耐震性の評価基準を満たすこと。また、若者が既存住宅の購入に伴ってリフォームする場合を除き、これら以外の性能項目の1つ以上について評価基準を満たすものであること。

又は、提案した内容が評価基準と同等の性能を確保できると認められるものであること。

- ・ 具体的な基準については、評価基準を必ず参照してください。
- ・ 長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合は、増改築認定基準が適用され、この基準は評価基準と異なりますのでご注意ください。
- ・ 耐震性については、評価基準を満たすことが必須です。
- ・ 本提案公募の審査の結果、認定基準相当と評価されても、長期優良住宅（増改築）認定を取得することはできません。
- ・ 劣化対策と耐震性以外に1つ以上満たすべき性能項目とは、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策（共同住宅等の場合）、可変性（共同住宅又は長屋の場合）です。
- ・ 「若者が既存住宅の購入に伴ってリフォームする場合」とは、平成30年4月1日において40歳未満である者が、購入から1年以内にリフォーム工事を実施すること場合を指します。なお、購入時点は売買契約書の日付で判断します。
- ・ 工事後の性能評価は、補助事業完了実績報告書の提出時に確認します。長期優良住宅（増改築）認定を取得しない場合には、建築士による工事内容の適合確認書類をもって確認します。また、提案のとおりにより工事されたことを確認するため、写真等の提出を求めます。

■評価基準に関する補足

- ・ 共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸において住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、（基準を満たしている住戸数）÷（全住戸数）を乗じた額となります。
- ・ 共同住宅等における「維持管理・更新の容易性」の評価は原則として共用配管・専用配管の基準を共に満たす必要があります。ただし、共用部分の提案をする場合、共用配管及び、過半の住戸における専用配管の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、（基準を満たしている住戸数）÷（全住戸数）を乗じた額となります。
- ・ 複合用途の場合には、共同住宅等の基準が適用されます。

(3) 一定の規模（表 2 参照）を満たす既存住宅であること。

対象とする住宅は、リフォーム工事後において、表 2 の規模を満たす必要があります。

表 2 事業の対象となる住宅及び住戸の規模

住宅の種別	住戸の規模
戸建住宅	55 m ² 以上（1人世帯の一般型誘導居住面積水準）
共同住宅等	40 m ² 以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40 m ² 以上（階段部分を除く面積）

※店舗併用住宅等の非住宅用途の混在する住宅においては、共同住宅等の基準が適応されるため、住宅部分の面積が40 m²以上であることが必要です。

※共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸において住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、（基準を満たしている住戸数）÷（全住戸数）を乗じた額となります。

※認定取得における面積基準は所管行政庁（都道府県又は市区町村）にお問い合わせください。所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページから検索が可能です。

<http://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>

(4) リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・インスペクションは、既存住宅状況調査技術者又はインスペクター講習団体に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または施工管理技士）が実施するものを対象とします。既存住宅状況調査技術者とは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する者をいいます。このうち本事業のインスペクションを実施することができる者は、同規程第5条第1項の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施機関により、その氏名や修了証明書の証明番号、有効期間等が公表されている者として（講習を修了している者であっても、講習実施機関がその氏名等を公表していない者が実施するインスペクションは本事業の補助対象とはなりません）。
- ・長期優良住宅（増改築）認定を受けるためのインスペクションについても既存住宅状況調査技術者と登録インスペクターのいずれも対象となりますが、登録インスペクターの場合には建築士であることを要件とします。
- ・インスペクションはリフォーム工事着手前1年以内に実施されているものを対象とします。ただし、インスペクション費用を補助金交付の対象とするには、採択後に実施されたものに限りします。
- ・インスペクションは、原則として、指定する現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）を用いて行うものとし、交付申請書提出の際に支援室へ提出するものとします。
- ・インスペクションの実施にあたっては、対象部位ごとに概ね1割以上の確認を行うものとします。ただし、点検口がない等により、1割以上確認できなかった部位については、リフォーム時に確認してください。
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、原則、本事業のリフォーム工事で補修を

行うこととします。（詳細は交付申請等マニュアルを参照ください。）

- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP10参照）に含むことができます。
- ・工事着手1年前の日以降に実施された既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査の結果、既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査の結果及び安心R住宅に係る既存住宅売買瑕疵保険に加入するための検査結果は、登録インスペクター等によるインスペクションの結果として取り扱います。

(5) 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること。

- ・リフォーム工事の履歴としてリフォーム箇所を示す図面、リフォーム工事の写真・図書（見積書、詳細図面）等を作成し、保存する必要があります。
- ・維持保全計画の書式は任意ですが、採択後に見本書式をご案内します。

(6) 平成30年12月21日（金）※までに交付申請を行い、平成31年2月15日（金）までに完了実績報告書の提出ができるものであること。

- ・補助金を受けるためには、採択後に交付申請を行うとともに、工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行う必要があります。
- ・完了実績報告の最終提出期限までに発注者への引渡し、工事費の精算を終えて、完了実績報告の提出ができるよう工事着手してください。この期限までに完了実績報告の提出がなされない場合、補助金は交付されません。
- ・交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。
※交付申請期限については、予算の執行状況を踏まえて延長する場合がありますが、延長後については、補助金の採択額の再配分を行いますので、当初の採択額が全額確保されるわけではありません。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が本事業補助金の交付を受けられるのは原則1回限りとします。

■補足

- ・過去に本事業において三世代同居対応改修工事として補助を受けておらず、新たに三世代同居対応改修工事を行う場合は、三世代同居対応改修工事に限り補助対象とすることができます。（改めてインスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等を行うことが必要となります。これらの費用についても、補助対象に含めることが可能です。）
- ・共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受ける（補助を受ける）ことができ、その場合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

2—2. 対象事業者

2—2—1. 提案者

下記①または②に該当する者のいずれかとします。

①施工業者

- ・個人等から工事を請け負い、長期優良住宅化リフォームを行う施工業者。

②買取再販業者

- ・長期優良住宅化リフォームを施工業者に発注し、工事を実施した上で、個人等に売却する不動産業者等。

■補足

- ・工事発注者（例えば、住宅所有者や管理組合等。ただし、買取再販業者を除く。）は補助事業の提案者となることはできません。
- ・補助金は採択された提案者であって補助金交付申請の手続きを行った施工業者等に入金されますが、工事発注者（買取再販の場合は購入者）に全額還元する必要があります。
- ・買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金交付申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。
- ・過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）については本補助金への申請を原則として制限します。なお、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課

担当：馬場

電話：03-5253-8111

内線：39-431

2—2—2. 提案者の種別

提案者は下記①または②のいずれかの者とします。原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、1提案者につき、1つの提案書のみ受け付けるものとします。

①単独提案者

- ・一の施工業者又は買取再販業者

※自らリフォーム工事を施工しない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は提案することはできません。

②グループ提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う2者以上の施工業者や買取再販業者からなるグループ
- ・補助を受ける者はグループ構成者のうち、対象工事の施工業者又は対象工事を発注した買取再販業者

※自らリフォーム工事を施工しない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は、グループ提案者の一員になることは可能ですが、採択後に、補助事業者として交付申請をすることはできません。

■提案にあたっての留意事項

- ・ 法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者とします。（応募時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号（会社法人等番号13桁）を記載していただきます。個人事業主の場合には、印鑑登録証明書が必要となります。）
- ・ 1提案者につき、提案型については1つの提案書のみ受け付けるものとしており、重複して提案した場合、当該提案者の提案は採択されないことがあります。なお、1つの提案書の中で複数の提案をすることが可能です。（複数の提案をする場合には、戸提-1、戸提-2、共用提-1等と付番されます。）
- ・ 平成25年度から平成29年度までの本事業の公募・採択とは別に、本年度における公募・採択を行うものです。したがって、過年度の申請とは異なるグループ等での応募が可能です。

■グループ提案に関する補足

- ・ グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・ グループ提案の場合、提案時にグループを構成する施工業者の法人名等及び代表者名を明記してください。
- ・ 提案後のグループの構成者の追加はできません。
- ・ グループを構成する施工業者は、提案型について単独で他の提案をすることが可能です。また、他のグループに所属して他の提案をすることも可能です。
- ・ グループ提案の場合、提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する施工業者の実績の合計とします。
- ・ 長期優良住宅化リフォーム工事は、提案時に申請した構成者によって実施し、補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、各構成者により提出するものとします。

2-3. 補助額

補助額は、次の（１）に掲げるリフォーム工事に係る補助額及び（２）に掲げるインスペクション等に係る補助額の合計です。なお、補助金の交付対象については、契約書、領収書及び事業実施の成果（工事結果や報告書等）を書面等により確認できるものに限られます。

（１）リフォーム工事に係る補助額

リフォーム工事^{※1}に係る補助金の額は、下記 a) ～ c) に掲げる工事（以下、「長期優良住宅化リフォーム工事」といいます。）に要する費用^{※2}の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

※1) 設計費はリフォーム工事費に含まないものとします。

※2) 「提案型」においては、必ずしも増改築認定基準や評価基準では評価できないが、増改築認定基準や評価基準に相当する水準の長期優良住宅化リフォームを実現するための工事に要する費用を補助対象工事費に含めて提案することができます。

a) 特定性能向上リフォーム工事費

- ・表 3 の性能項目について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事（原則として適合していない状態から適合状態へのリフォームを対象とする。）

表 3 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

b) その他性能向上リフォーム工事費

- ・ a) 以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事

c) 三世代同居対応改修工事

複数世帯が同居しやすい住宅とするため、調理室等（調理室、浴室、便所又は玄関）を増設する工事（箇所数を増やす工事）及びその附帯工事。ただし、リフォーム後に調理室等のうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていることを要件とします。

- ・調理室等の考え方については、表 4 に示すとおりとします。
- ・調理室等の増設に係る工事のうち、本体設置工事、給排水・電気・ガス・換気工事、内装・下地工事、給湯機設置・取替工事、躯体工事（玄関の開口部に関する工事のみ）、その他工事（足場、養生等）が補助対象となります。詳細は、必ず別紙「三世代同居改修の工事内容」（P18 に記載のホームページからダウンロード可能）を参照してください。

表 4 本事業で対象とする調理室等

室	本事業で対象とする調理室等の考え方
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備と接続された台所流しを有すること ・ガス栓と接続されたガスコンロ、電気コンセントに接続されたIHクッキングヒーター又はガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されており、ガスコンロ又はIHクッキングヒーターを容易に設置・接続可能なこんろ台を有すること <p>※上記を満たしている場合は、ミニキッチンも補助対象とするが、当該ミニキッチンとは別に、リフォーム後にミニキッチン以外の一般的なキッチンを有する調理室がある場合に限る。</p> <p>※ミニキッチンとは、原則として現場で組み立て等が不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm以下のものをいう。</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有すること <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p> <p>※浴槽のないシャワー専用の浴室も補助対象とするが、当該シャワー室とは別に、リフォーム後に浴槽を有する浴室がある場合に限る。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備に接続された大便器を有すること（洋式、和式の別は問わない） （小便器のみは不可） <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p>
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有すること <p>※勝手口（調理室等にもみ接続するものや、専ら車庫等に直接出入りするのためのもの）は補助対象外とする。</p>

(2) インスペクション・履歴作成・維持保全計画作成等に係る補助額

以下の①～③について、補助の対象とします。なお、表 5 に掲げる補助対象費用限度額は、戸建住宅及び共同住宅専用部分に適用します。共同住宅共用部分は、原則、戸あたりの額がこの額を越えない範囲で、費用の適切性を確認します。

- ①長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションの費用
- ②リフォーム工事の履歴情報、維持保全計画の作成に要する費用
- ③リフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）

※補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。
 ※いずれの費用も、補助の対象とする業務を実施することが明記された契約書の写しと当該費用の支払いを確認できる領収書の写しが提出されるものに限り補助対象とします。また、建築士が行うものについては、都道府県知事に登録された建築士事務所所属する建築士が行った場合に限り補助対象となります。

表 5 対象となる費用と補助限度額

補助対象項目	対象となる費用	戸当たりの補助対象費用限度額
インスペクション	既存住宅状況調査技術者又は講習団体の登録インスペクターが、実施するインスペクションであって、本事業所定の報告書を作成する費用	15万円/戸
リフォーム工事の履歴情報の作成	リフォーム計画の作成費用	6万円/戸
	建築士がリフォーム計画の内容を確認し、本事業の評価基準への適合確認書等を作成する費用	6万円/戸
	長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用 ※評価機関の技術的審査適合証の取得費を含む	6万円/戸
	建築士が工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用	6万円/戸
維持保全計画の作成	維持保全計画書を作成する費用	3万円/戸
リフォーム瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）	3万円/戸

(3) 補助限度額

補助額の上限(補助限度額)は、1戸あたり^{※1}100万円を上限とすることを基本とします。ただし、「長期優良住宅(増改築)認定を取得したもの」、又は「全ての評価項目において増改築認定基準相当以上となるもの」は1戸あたり200万円を上限とすることとします。また、三世帯同居対応改修工事を実施する場合は、これらとは別に、1戸あたり50万円を上限に加算することができます。

なお、1提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は、提案内容や応募の状況によって定めるものとします。単独提案の場合は、補助額5,000万円程度(共同住宅共用部分を含む提案の場合は1億円程度)、グループ提案の場合は、補助額1億円程度^{※2}を目安とします。

※1) 共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けた場合、1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。

※2) グループの構成者1者あたりの補助限度額は5,000万円程度とします。

表 6 補助限度額

住宅の性能	補助限度額	
		三世帯同居対応改修工事を実施する場合
① 本事業の必須要件を満たす(劣化対策と耐震性及其他1項目において評価基準(相当)以上となるもの)	100万円/戸	150万円/戸
② 長期優良住宅(増改築)認定を取得したもの、又は全ての性能項目において増改築認定基準(相当)以上となるもの	200万円/戸	250万円/戸

(4) その他

- ・ 施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。工事発注者が買取再販業者である場合には、当該補助対象住宅の購入者に還元される必要があります。補助金交付申請時に、リフォーム工事請負契約書の写し及び発注者と施工業者間で締結する共同事業実施規約を提出してください。
- ・ 消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。
- ・ 国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合がありますので、地方公共団体に確認してください。

■補助金の併用に関する補足

- ・ 併用とは、「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用することをいいます。「工事請負契約が別であって、かつ、工事期間も重複しない工事」について、それぞれ別の補助制度を適用することは併用には当たりません。
- ・ 補助対象となる部位が明確に切り分けられる場合は、別の補助制度の対象部位を除く部位について補助対象となる場合があります。ただし、以下の国の他の補助事業については、その目的・補助対象が本事業と重複することから、補助対象部位の切り分けに関わらず併用することはできません。
 - ①住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体が耐震診断や耐震改修の補助を実施）
 - ②ZEHの導入・実証支援（経済産業省が実施）
 - ③ZEH化による住宅における低炭素化促進事業（環境省が実施）
 - ④次世代省エネ建材の導入支援（経済産業省が実施）
 - ⑤高性能建材による住宅の断熱リフォーム事業（環境省、経済産業省が実施）
 - ⑥賃貸住宅における省CO2促進モデル事業（環境省）
- ・ 「工事請負契約が別であって、かつ、工事期間も重複しない工事」であっても、過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、今回のリフォーム工事で撤去等を行うことにより、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。

3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

3-1. 公募・審査

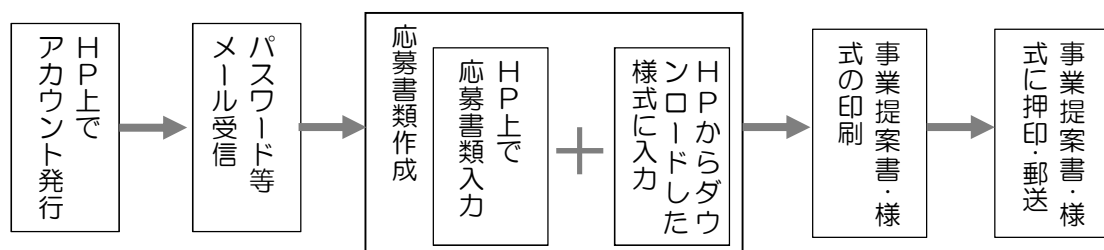
国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、アカウント発行と応募書類入力、応募書類提出の3段階の手続きが必要です。

応募書類の提出があった提案について、P16「3-1-2.」に記載のとおり、国立研究開発法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

過去に応募したことのある方も、今回の応募にあたっては、新たに応募書類の入力を行っていただく必要があります。

3-1-1. 公募

公募期間中に本事業のホームページ (http://www.kenken.go.jp/chouki_r/) にてアカウント発行後、P18「4. 応募方法」に記載のとおり応募書類を作成し、定められた期間に提出してください（提出先はP18）。応募書類には、ホームページ上で入力する書類と、ホームページからダウンロードした様式を用いて作成する書類があります。どちらの書類も紙面に印刷して、郵送してください。



アカウント発行とは、提案者概要やメールアドレス等を入力することで、応募書類入力のためのID・パスワードが発行される手続きのことです。応募書類の入力には、あらかじめアカウント発行をしていただく必要がありますのでご注意ください。このID・パスワードは、ホームページ上での応募書類入力の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできません。

応募に際しては、リフォーム工事の概要やリフォーム工事实施後の性能、補助金申請額等の提出を求めます。ただし、リフォームすることが決定している住宅があることは要件としません。1つの提案書の中で複数の内容の提案をする場合は、住宅の種別（戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分）や番号によって類型を分けて提案してください。

例：戸提-1 省エネ改修について〇〇〇の工夫をする提案 10戸
戸提-2 耐震改修について△△△の工夫をする提案 5戸
共専提-1 バリアフリーについて□□□の工夫をする提案 20戸 など

3—1—2. 審査

提出された提案申請書の内容をもとに、評価委員会が、先導性・汎用性・独自性等が認められる提案が審査します。

3—1—3. 採択

国土交通省が評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。この評価結果は平成31年度事業まで有効とする予定です。したがって、平成30年度に採択された場合においては、平成31年度に引き続き提案型を実施できるものとし、平成31年度に改めて提案いただく必要はありません。ただし、前年度の成果報告を踏まえ、継続して実施することが必要又は適当と認められる場合に限りです。

また、採択された提案を公表し、その提案者の情報について公表します。

応募多数の場合、先導性・汎用性・独自性等の認められる提案を優先的に採択し、採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります。

採択されれば、リフォーム工事の着手（着工）を除き、インスペクションやリフォーム工事請負契約の締結等を行えるようになります。ただし、補助金交付決定がなされるまでは補助金の交付を約束するものではありません。

■補足

- ・ 優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事实績（グループ提案の場合はグループの構成員のリフォーム工事实績の合計）を考慮することがあります。
- ・ 採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や終了することがあります。その場合、事前に採択事業者と連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。
- ・ 平成30年度提案型で採択された場合であっても、評価基準型等、他の申請タイプを活用することが可能です。
- ・ 審査に当たり、事務局から追加資料の提出（補助対象とする工事の考え方等）を求める場合がありますのでご留意ください。

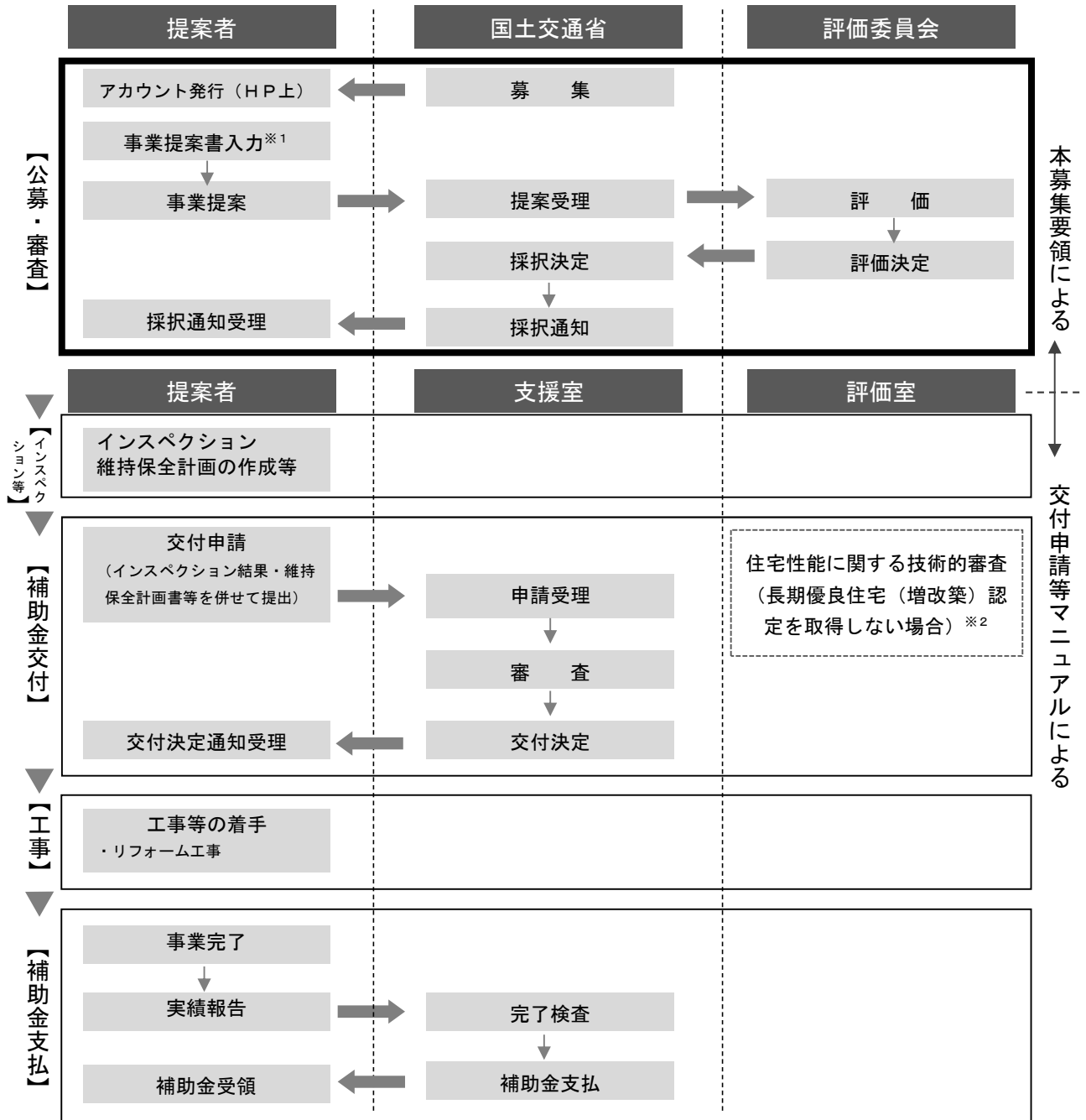
3—2. 補助金交付

補助金を受けるためには、採択後に、定められた期間内に補助金交付申請を行い、交付決定がなされる必要があります。増改築認定を取得する場合は、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受ける必要があり、それ以外の場合は、原則として評価室にて技術的審査を実施します。詳しくは採択通知でお知らせしますので、その内容を十分に確認した上で交付申請を行ってください。

工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行ってください。

交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



※1) 事業提案書は、ホームページ上で入力していただく様式と、ホームページからダウンロードした上で記入していただく様式に分かれていますので、ご注意ください。

※2) 長期優良住宅 (増改築) 認定を受ける場合は、別途、評価機関による技術的審査や事前に審査所管行政庁への認定申請等が必要となりますのでご注意ください。(所管行政庁によっては、評価機関による技術的審査を経ずに、直接申請することが可能な場合があります。)

所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会で検索が可能です。

<http://www.hyokakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>

4. 応募方法

4-1. 公募期間

平成30年4月10日（火）～平成30年5月18日（金）18時 必着

※応募に必要なアカウント発行についても同期間で実施します。

4-2. 提出書類

提案をしようとする者は、P20表7「提出書類一覧表」に従って、必要書類を揃えて提出してください。グループ提案の場合は、全ての構成者の押印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

4-3. 提出先、問合せ先、資料の配付場所

提案、応募に関するお問い合わせは、下記までお願いします。質問・相談については、原則として、電子メール※又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、アカウント発行時に通知する事業者番号を件名に記入してください。

メールの件名の例) 【30-18XXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先)

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6階

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス : qanda@choki-reform.com

電話番号 : 03-5805-0522

土日祝日を除き、10:00～17:00まで（12:00～13:00を除く）

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ : http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6F

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

4-4. 応募書類の提出方法

応募書類は3部（正1部、正のコピー2部）、全て紙面に片面印刷して、以下に示す事項に留意して郵送にて提出してください。

- ・表7に示す提出書類一覧表の④～⑤のうち、必要書類をA4サイズにまとめて、1部ずつダブルクリップで留めてください。
- ・全ての応募書類は郵送でのみ受け付けます。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で郵送してください。
- ・別図2のとおり、郵送時の封筒等に必ずアカウント発行時に通知された「事業者番号」を記載し、「提案型応募書類在中」の旨を記載してください。なお、グループ提案の場合は、全構成者に固有の事業者番号が付番されますが、封筒等には代表提案者の事業者番号のみを記載すれば結構です。
- ・提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、ホームページ上で入力した応募書類の内、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ずホームページ上で入力した提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。
- ・提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ・提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。提出書類の再発行等を行いません。

別図2) 応募書類郵送用封筒の作成例

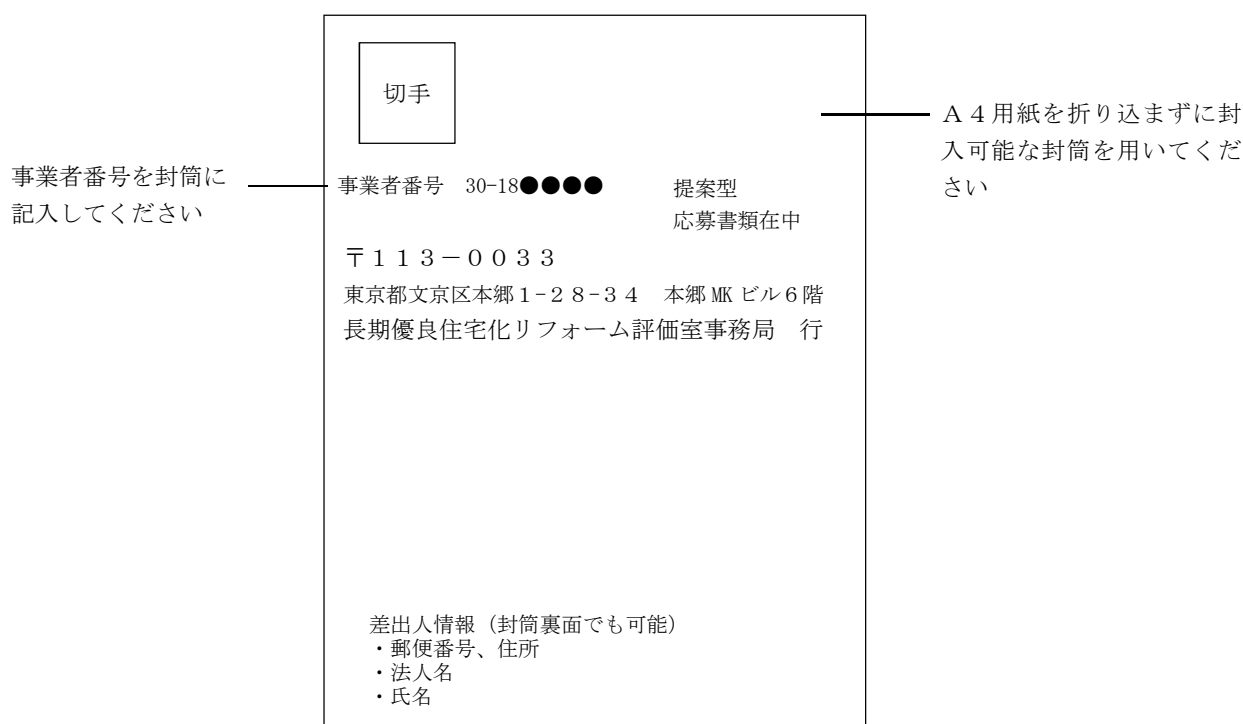


表 7 提出書類一覧表

書類名	提出書類		提出部数
	◎：必須	○：必要に応じて添付	
① 応募書類のチェック表	◎	様式 0	3部(正1部、正のコピー2部) ※A4サイズとして1部ずつダブルクリップ留めのこと
② 提案申請書	◎	様式 1-1(1) 様式 1-1(2)	
②-1 事業者の公表情報一覧	◎	様式 1-2(1)	
②-2 グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧※1	○	様式 1-2(2) 様式 1-2(3)	
③ リフォーム工事の概算実績	◎	様式 2	
④-1 事業計画及び補助申請額(1)※2	◎	様式 3-1	
④-2 事業計画及び補助申請額(2)	◎	様式 3-2	
⑤-1 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案概要)	◎	様式 4-1	
⑤-2 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(性能項目別の措置の概要)	◎	様式 4-2	
⑤-3 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案の詳細内容)	◎	様式 4-3	

※1) 当該様式は、グループ提案の場合に添付してください。

※2) 住宅の種類別(戸建住宅、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分)に応じて、提案に必要な書類を提出してください。

<記入にあたっての留意点>

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

共通

- ・アカウント発行により発行されたID・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして各様式に必要な情報を入力してください。事業者番号は自動的に入力されますので、アカウント発行時に送付されたメールに記載されている事業者番号と合致しているか、確認してください。
- ・全ての申請書類には、通しで事業者番号、PDFの出力日時、申請書類のバージョン、ページがヘッダに入力された状態で、PDFデータとして出力されます。この内、バージョンは必ず全て同じバージョンの申請書類を提出してください。一部でも修正して再決定すると、バージョンが更新されたものになりますので、全て通して印刷した申請書類としてください。

①応募書類のチェック表(様式0)

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。

- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「法人・団体名」を確認の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

①提案申請書（様式 1-1(1)、1-1(2)）

- ▶ 入力フォーム【提案者基本情報（様式 1-1(1)、1-1(2)）】から入力してください
 - ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名、個人の場合は個人名を記載してください。
 - ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記載してください。
 - ・担当者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
 - ・本事業の手続きが滞っている場合等で、事務局から決裁者連絡先に連絡する場合があります。
 - ・グループ名及び事業名は、他のグループ、事業と区別しやすい名称としてください。
 - ・提案が採択された場合には事業者の連絡先等の「公表情報」を公表します。
 - ・申請書類を出力後、法人の場合は法人印、個人の場合は実印を押印して提出してください。

②-1 事業者の公表情報一覧（様式 1-2(1)）

- ・単独提案の場合は、入力フォーム【提案者基本情報】に必要な情報を入力すれば自動生成されます。
- ・グループ提案の場合は、入力フォーム【提案者基本情報】及び【グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧】に必要な情報を入力すれば自動生成されます。

②-2 グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧（様式 1-2(2)）

- ▶ 入力フォーム【グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧（様式 1-2(2)）】から入力してください
 - ・グループ提案の場合、グループを構成する法人・団体等のうち、リフォーム事業者及び買取再販業者の事業者情報を入力し、提出してください。リフォーム事業者及び買取再販業者以外のグループ構成員は、様式 4-3 に記載してください。
 - ・リフォーム事業と買取再販事業の両方を実施する事業者の場合は、リフォーム事業者と買取再販業者のそれぞれについて事業者情報を入力してください。
 - ・入力フォームに必要な情報を入力すれば、様式 1-2(1)、様式 1-2(2)が自動生成されますので、印刷した様式 1-2(2)に各構成者による押印を得た上で、代表提案者が取りまとめて提出してください。また、入力フォームから、未記入の様式 1-2(2)を印刷することができますので、手書きで記入、押印することが可能です。この場合、様式 1-2(1)と通し番号（No.）を整合させてください。また、押印のスケジュール上、手書きで記入、押印する場合であっても、提出期限までに必ず入力フォームに事業者情報を入力して下さい。

- ・これまでに実施した事業で採択を受けている場合であっても「単独/グループ」の別を変更することや、グループの代表提案者及び構成を変更することが可能です。

③リフォーム工事の概算実績（様式 2）

➤ 入力フォーム【リフォーム工事の実績（様式 2）】から入力してください

- ・提案者の直近 3 期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事、及びリフォーム以外を含む総工事費の実績概要及び資本金（法人の場合に限る）を記入してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記入してください。

④-1・④-2 事業計画及び補助金申請額（様式 3-1、様式 3-2）

➤ 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-2、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から入力してください

- ・様式 3-1 には特定性能向上工事、その他性能向上工事、インスペクション等にかかる費用に加えて、1 住戸あたりの補助上限額を入力してください。
- ・様式 3-2 には補助申請額の合計が記載されますので、補助下限額以上となっているか確認してください。
- ・補助額の算定にあたっては、千円未満を切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑤-1 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（提案概要）（様式 4-1）

➤ 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-2、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から入力してください

- ・提案する住宅の類型ごとに 1 枚を限度とします。1 つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けてください。
- ・提案概要欄には、「リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等」と「本提案の目的と要旨」を簡潔に記述してください。記述する内容の解説は、記入例を参照してください。
- ・提案項目欄には、ソフト技術、ハード技術の別に設定されている項目から提案テーマを 1 つ以上選択してください。

⑤-2 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（性能項目別の措置の概要）（様式 4-2）

➤ 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-2、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から入力してください

- ・提案する住宅の類型ごとに 1 枚を限度とします。1 つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けてください。
- ・それぞれの性能項目について、どの基準を満たすのかを記入してください。独自の提案や手法によって評価基準または増改築認定基準と同等の性能を有すると判断できる提案を行う場合は、それぞれ「評価基準相当」、「認定基準相当」と記入してください。

い。ただし、耐震性については評価基準以上を満たすことが必須です。（評価基準を満たした上で独自の提案により、「認定基準相当」とすることは可能です。）

- ・「評価基準相当」、「認定基準相当」を選択した場合は、「①基準によって評価できない具体的な項目」、「②代替とする性能向上措置の概要と効果」、「③基準に相当すると判断した根拠」を簡潔に記入してください。記述する内容の解説は、記入例を参照してください。
- ・図表等を用いずに文章のみを記入してください。

⑤-3 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（提案の詳細内容）（様式 4-3）

- 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-2、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から様式 4-3 をダウンロードして入力してください
 - ・提案する住宅の類型ごとに 5 枚以内とします。1 つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けてください。
 - ・本募集要領の資料編「「提案型」のテーマ設定と提案のポイント」等を参考にしながら、図表等を用いて明快に提案内容を記載するとともに、提案における先導性・汎用性・独自性等について記載してください。様式 4-2 において「認定基準相当」、「評価基準相当」を選択する場合は、各々の基準に相当すると判断した客観性を有する検証結果等を記載してください。
 - ・提案内容の説明のために必要な図、写真、グラフ等に限り、A 4 用紙 10 枚以内の添付資料を提出することが可能です。
 - ・グループ提案において、グループの構成員にリフォーム事業者及び買取再販業者以外の法人・団体等が含まれる場合は、その法人・団体名及び役割等を記載してください。

5. 留意事項

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国や地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。その場合、補助金の申請状況等を他の補助金の事務事業者や地方公共団体等に情報提供する場合があります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業
「提案型」のテーマ設定と提案のポイント

1. 平成30年度「提案型」の方向性

主なポイント

過年度までの提案型における課題

- 提案内容に具体性がなく、評価できない提案が多い。
- 過年度の評価結果における「今後期待したい方向性」に沿った提案が少数に留まる。
- 過年度採択事業者が、ほぼ同様の内容の提案をしている。



平成30年度「提案型」の方向性について

分野ごとの募集テーマの設定

- 分野ごとに、事業化に際して課題となっている事項をテーマとして提示。
- 事業者は、提示したテーマから 1つ以上を選択して提案。
※提示したテーマ以外からの提案も可能。

提案ポイントの明示

- 提案型に応募する際に留意すべき事項を、全分野に共通するポイントとして明示。

2. 平成30年度「提案型」のテーマ

提案テーマ

テーマ1【木造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

現場施工ができ、K3相当と見なすことのできる防腐・防蟻措置の提案（外壁の通気構造化以外の外壁の軸組等の劣化対策）

【提案イメージ】

自社で開発した防腐・防蟻処理剤について、K3相当である根拠が示されるとともに、その施工方法を含めた提案

テーマ2【木造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

基礎高さが300mm未満の場合における、土台への雨はね防止措置の提案

【提案イメージ】

土台を濡潤状態にない状態に保つため、既定の雨はね防止措置に加えて、水切形状の工夫などの措置を組み合わせる提案

テーマ3【木造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

新たに外壁を設けて、既存外壁の外側に通気層を確保（通気構造化）する提案

【提案イメージ】

既存外壁の種類を限定した上で、透湿抵抗を勘案した内装リフォームを実施するとともに、既存外壁の外側に通気層を確保することで、通気構造化を図る提案

テーマ4【木造／鉄骨造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

居付きで行う、床下換気口の増設方法（基礎の強度を損なうことのない方法）や、床下防湿措置の提案（床下防湿措置としてコンクリート、防湿フィルム同等と認められる構法）

【提案イメージ】

居付き工事で、無筋基礎の補強と組み合わせる床下換気口を増設する提案

提案テーマ

テーマ5【鉄骨造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

既に錆が生じている構造耐力上主要な部分の、適切な補修方法の提案

【提案イメージ】

各部の環境を計測し、塩分・水分などの錆を促進する劣化要因を把握した上で、防錆措置と必要な補修を組み合わせる提案

テーマ6【RC・SRC造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

中性化深さが評価基準にわずかに満たない場合における、中性化進行抑制や鉄筋の発錆抑制のための対策・技術と適切な点検等の維持管理方法（効果の経年的な把握、必要に応じた追加対策の実施など）の提案

【提案イメージ】

鉄筋の発錆を抑制する対策・技術と、中長期における点検・維持管理方法（効果の経年的な把握、不具合が生じた場合の対応策など）が、根拠とともに具体的に示された提案

テーマ7【RC・SRC造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

飛来塩分に起因する劣化事象が生じている場合における、将来的な劣化の進行を抑制する対策・技術と適切な点検・維持管理方法（効果の経年的な把握、必要に応じた追加対策の実施など）の提案

【提案イメージ】

コンクリートに生じている劣化事象が、飛来塩分に起因することを明らかにした上で、適切な補修方法と、将来的な飛来塩分による影響を最小限に留めるための点検・維持管理方法が、根拠とともに具体的に示された提案

テーマ8【戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

自由テーマ

提案テーマ

耐震性

テーマ1【木造、戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

リフォーム相談等を耐震診断に結びつける体制・ツール等の整備や、耐震診断と耐震改修計画・施工を適切に行うための各職種が連携した体制整備の提案（連携体制の整備において生じた課題の解決を含む）

【提案イメージ】

劣化調査・耐震診断の実施者、耐震改修計画検討を行う設計者、大工・設備配管・屋根などの施工者が、明確な役割分担をしつつ、連携・調整するための体制整備・連携方法と担保方法などの提案

リフォーム相談・現場調査時等に、専門事業者が耐震診断等の必要性を確認するツールの整備や、状況に応じて建築士を紹介する体制整備・連携方法などの提案

テーマ2【戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

耐震改修とあわせて、劣化対策や省エネルギー改修などの他の性能向上を行う、合理的なリフォームの計画、耐震改修工法の提案

【提案イメージ】

断熱改修と同時に行いやすい耐震改修方法を採用し、耐震改修と断熱改修を同時に行い、費用を抑える提案

テーマ3【戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

建物重量の軽量化や減築を伴う耐震改修における、耐震改修設計上の配慮、減築部分等の適切な施工方法等の提案

【提案イメージ】

減築による応力状態の変化等に配慮した耐震改修設計上の考え方や、減築部分の鉄筋の処理方法、減築により屋外化した部分の防水性確保方法等が、具体的に示された提案

提案テーマ

耐震性

テーマ4【戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

既存住宅の状況などを踏まえた、新たな耐震改修工法の活用の提案（技術開発にあたっての課題認識が明らかで、その技術の採用によって確保する耐震性能水準や設計用の数値などが示されている提案、設計方法や配置、工法の組み合わせなどに係る内容を含む提案）

【提案イメージ】

南側に壁が少なく壁量がアンバランスな住宅において、光を通す耐力壁（耐震性能水準などが示されたもの）を採用し、採光を犠牲にしないでバランスを改善する提案

比較的、低倍率の壁をバランス良く配置することで、既存の基礎に負担をかけるホールダウン金物などを使わずに、耐震改修を行う提案

テーマ5【戸建住宅／共同住宅等共用部分のみ】

自由テーマ

提案テーマ

テーマ1

居住者のライフステージや住宅の使用状況に応じて、段階的に改修を行うなど、合理的な省エネルギー改修の計画、方法の提案

【提案イメージ】

居住者の今後のライフステージの変化を見据えた改修計画を立案した上で、部分的・段階的に居付きでの断熱改修を行うなど、居住者負担を抑える提案

テーマ2

費用や居住者の日常生活への影響にも配慮した、現況の断熱性能を把握するための非破壊調査・診断方法等の提案

【提案イメージ】

改修計画検討に必要な情報・精度を確保しつつ、調査費用の抑制や居住者の日常生活の負担軽減にも配慮した、現況の断熱性能などの調査・診断手法の提案

テーマ3 【共同住宅等専用部分のみ】

住戸を類型化した上で、類型に応じたリフォームを実施するなど、合理的な省エネルギー改修の計画、方法の提案

【提案イメージ】

住戸規模、開口サイズ・比率などで類型化した住宅に応じて、開口部や外壁における断熱仕様を設定し、省エネルギー改修をパッケージ化する提案

提案テーマ

テーマ4 【共同住宅等専用部分／共同住宅等共用部分のみ】

区分所有マンションにおいて、省エネルギー改修の実施に必要な管理組合の合意形成を促進するための取組みや工夫の提案

【提案イメージ】

規約共用部分である各住戸の窓やドアの交換を含むリフォーム実施について、管理組合の合意形成を得る上での懸念事項などを整理し、その解決策を含めた合意形成プロセスが明示されている提案

テーマ5

自由テーマ

提案テーマ

テーマ1【戸建住宅のみ】

将来的に対応することとして維持保全計画に位置付けた、埋設配管の改修工事の実現性を担保する具体的な仕組みの提案

【提案イメージ】

コンクリート埋設配管の将来的な付け替えを維持保全計画に位置付けるとともに、その実行性を担保するため、費用を計画的に積み立てる仕組みを構築しようとする提案

テーマ2【共同住宅等共用部分のみ】

専用配管が他の住戸に設置されている区分所有マンションにおける、配管位置を変更するための改修工事について、管理組合の合意形成を得るための取組みや工夫の提案

【提案イメージ】

専用配管が他の住戸に設置されている状況のデメリットや改修後のメリットなどを、費用対効果とともに示したり、任意のタイミングで床下配管から床上配管へ変更できるよう共用部分の改修を先行実施するなど、管理組合の合意形成を促進するための取組みや工夫を行う提案

テーマ3

長期使用の観点から、居住者のライフステージや加齢・身体状況などの変化に対応できるよう、将来的な間取り変更などを可能とするための構工法・設備計画などを工夫した提案

【提案イメージ】

改修後の供用期間や居住者の高齢期における住まい方を想定した上で、間取りの変更や浴室やトイレの増設などを容易に行えるよう、リフォームとあわせてスケルトン・インフィルの分離を行うなどの構工法や、可変性確保に向けて既存技術を組み合わせるなどの工法・設備計画などの提案

テーマ4

自由テーマ

提案テーマ

テーマ1

リフォームへのシフトを見据えて、新築における取組みやルールを、リフォームならではの視点から修正対応して業務展開を図る提案

【提案イメージ】

リフォームならではの実情を踏まえつつ、合理的かつ効果的な資材調達、工程管理、職人の配置管理などの体制の構築を図る提案

テーマ2

消費者にリフォームの必要性やメリットなどを分かりやすく提示（見える化）する提案

【提案イメージ】

性能向上リフォームの必要性や消費者メリット、居住者負担軽減の配慮等を取りまとめた営業用ツールや、リフォームの効果を見える化するツールを作成・活用する提案

テーマ3

新築とは異なるリフォームの特性ゆえに求められる、インスペクションなどに係る人材育成にまで、視野を広げた提案

【提案イメージ】

グループ内の事業者の共同による人材育成や、インスペクションなどの受注、建材の仕入れなどを実施する体制を構築する提案

提案テーマ

テーマ4

リフォーム市場において、専門工事業者が地域に密着しながら活躍することなどを視野に入れた、住宅生産体制の整備・人材育成方法等に関する提案

【提案イメージ】

地域の専門工事業者が関係業種でグループを構成し、受注や責任の協力体制を構築、維持管理や改修の履歴情報の共有、長期にわたるメンテナンス実施などの取組を行う提案

地域の住宅生産体制の基礎的な強化やグループ内の営業力向上・人材育成のための、各専門工事業者による情報発信・情報収集、勉強会の開催、人材育成システムの構築などの取組を行う提案

テーマ5【共同住宅等専用部分／共同住宅等共用部分のみ】

区分所有マンションの管理組合が判断しやすいよう、各種調査や標準的なリフォーム工事に関するモデルケース（費用や効果、スケジュール）などを示す提案

【提案イメージ】

築年数、構造、規模などに応じて、一般的に必要な調査項目やリフォーム内容を標準化・パッケージ化するとともに、中長期的な費用負担を含めた計画を提示するなどにより、管理組合の合意形成を支援しようとする提案

テーマ6

自由テーマ

3. 提案のポイント

提案のポイント

1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であることを提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**
- 根拠として技術文献を引用する場合には、**その技術文献の主旨を十分に理解し、技術的な適切性に配慮したもの**であること

2 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること

3 選択したテーマ、又は自ら課題設定したテーマの解決方法を示すこと

- 「1」、「2」のポイントに留意しながら、**選択したテーマを解決するための具体的な手段が示された提案**であること
- また、過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、**既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応が図られた提案**であること
- 過剰な居住者負担や費用を伴わないなど、**費用対効果等にも配慮された提案**であること

4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすい工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること

具体的なポイント

1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であることを提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**
- 根拠として技術文献を引用する場合には、**その技術文献の主旨が十分に理解され、提案における技術的な適切性に配慮**されていること



床下の換気口を新たに設置することは、費用面から施主に負担がかかるとともに、基礎の状態によっては耐震性能を損なう可能性がある。

そこで、第三者機関である〇〇機関に有効換気量の評価を受けた、自社開発の〇〇工法を用いて評価基準相当の床下の換気量を確保する。（評価書は別添のとおり）

この工法は評価機関により、通常よりも3倍の換気量を有すると評価されていることから4m以下ごとに有効面積100cm²（評価基準上は300cm²）とすることで評価基準相当であると判断する。

適用する技術の有効性を、第三者機関の評価を受けていることにより説明している。さらに、その具体的な適用方法を記載しているほか、証拠となる評価書を添付している。



省エネ性に関して弊社で開発した〇〇工法を用いる。この工法は過去10年間採用している工法であり、長年の実績があり、高い省エネ効果が認められる。

これまでの実績が記載されているものの、効果の検証結果等が示されておらず、評価に値する工法なのか判断ができない。

具体的なポイント

2 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること

○ RC造住宅のコンクリートについて、飛来塩分による影響であることを明らかにした上で、コンクリートの劣化を抑制する処理を行うと共に、適切な維持管理を実施する。具体的な適用方針は以下のとおり。

- の研究によると、沿岸部から○km以内に立地する住宅は、飛来塩分の影響により、建築後約○年で鉄筋腐食に至り、コンクリートに劣化事象が生じる可能性がある。
- このことから、築○～○年の沿岸部から○km以内の住宅で、塩化物イオン量が0.3kg/m³以上である場合には、その劣化事象が飛来塩分によるものであることを、○○調査により明らかにする。
- 飛来塩分によるものである場合は、○○工法を用いて表面を保護するとともに、経年的な飛来塩分による影響を抑えるため、適切な維持管理を行い続ける。
- 一方、飛来塩分に起因しない場合は、改めて○○調査を実施し適切な対応を図る。

住宅の状況を踏まえた適用条件等が具体的に明示されている。
また、適用条件に該当しない場合の対応も記載されている。

△ 沿岸部の住宅であって、飛来塩分に起因するコンクリートの劣化事象が生じている場合は、○○工法を適用し、劣化の進行を抑制する。

適用すべき条件等が不十分であり、また、その技術にどのような効果があるか説明が不十分であるため評価できない。

具体的なポイント

3 選択したテーマ、又は自ら課題設定したテーマの解決方法を示すこと

- 「1」、「2」のポイントに留意しながら、**選択したテーマを解決するための具体的な手段が示された提案**であること
- また、過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、**既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応が図られた提案**であること
- 改修等への過剰な投資とならず、**市場の中でも成立するよう、費用対効果等にも配慮された提案**であること

○ 【テーマ】
☑ その他のテーマ
「筋かい等の設置状況がわかりにくい木造住宅における、非破壊調査による筋かい等の位置・有無等の把握方法と、的確な補強工事の内容についての提案」

課題や趣旨が明確なテーマを設定している。
また、解決方法の概要も理解できる。

× 【テーマ】
☑ その他のテーマ
「Low-E複層ガラスによる省エネルギーフォーム」

課題が不明確なテーマ設定をしている。
(例えば、Low-E複層ガラスが一般に普及してきている中で、先進性・独自性等があることがわかるテーマ設定をする等の工夫が必要。)

○ 昨年度採択されて事業を実施した結果、新たに○○といった課題が明らかとなったため、これを解決するため、昨年度の提案に加え、今年度は○○を新たに提案する。具体的には……

過年度事業から新たに明らかとなった課題を踏まえ、さらに提案を発展させている。

× 昨年度採択された提案を引き続き実施する。

昨年度と全く同じ提案をしている。
少なくとも昨年の実施状況を記載した上で、全く同じ提案をする理由を明確にすべき。

具体的なポイント

4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。（図1参照）

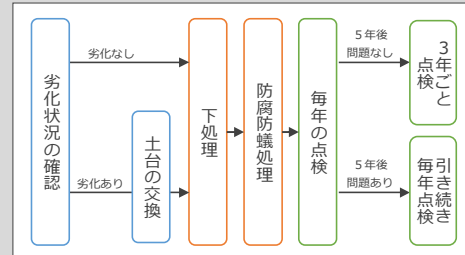


図1：土台の防腐防蟻処理実施の流れ

図や写真等を用いることで、より審査側の理解が深まる。



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。

特に複雑な提案をする場合には、文章だけでは理解できない場合がある。

平成30年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(提案型)】

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
	ホームページ上の入力について	ホームページ上の申請書の入力において、申請内容を決定しているか	<input type="checkbox"/>
	提案書全体について	手書きによる修正を行っていないか	<input type="checkbox"/>
様式1-1	提案申請書	提案者(グループ提案の場合は代表提案者)の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う施工業者または買取再販業者であるか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(1)	事業者の公表情報一覧	(グループ提案の場合)全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(2)	グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧	(グループ提案の場合)全ての構成者の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
様式2	リフォーム工事の概算実績	リフォーム工事の過去の概算実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	事業計画及び補助金申請額	補助申請額を200万円または100万円から選択しているか	<input type="checkbox"/>
		三世同居対応改修工事を実施する場合、補助申請額は、性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額(上記の100万円・200万円)に加え、三世同居対応改修工事の補助申請額の上限50万円を上乗せした上限150万円・250万円を超えていないか また、三世同居対応改修工事の補助申請額が上限額(50万円)を超えていないか	<input type="checkbox"/>
		補助申請総額が補助下限額以上となっているか(下限:10万円)	<input type="checkbox"/>
様式3-2	事業計画及び補助金申請額	補助申請総額の合計で上限を超えていないか(単独提案の場合5,000万円、グループ提案の場合1億円)	<input type="checkbox"/>
様式4-1	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案概要)	提案テーマを選択しているか(その他の場合を選択した場合は、提案テーマを記入しているか)	<input type="checkbox"/>
様式4-2	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(性能項目別の措置の概要)	提案する性能項目について、リフォームによる住宅性能の評価、および性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案の詳細内容)	提案の詳細について、提案の種類ごとに5枚以内(参考資料は10枚以内)で説明しているか	<input type="checkbox"/>

記入者	法人・個人事業主の名称	氏名(自署)※

※ 氏名は自署で記入してください。

申請日(記入日) 平成30年 月 日

国土交通大臣 石井啓一 殿

平成30年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(提案型)】

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

事業者番号			-						
提案者種別									
グループ名									

■採択後に本事業のホームページ上に公開される項目(★の項目)

事業者種別★						
法人・個人事業主の名称★		フリガナ				印
支店・事業所名★※1		フリガナ				
代表者	役職名					
	氏名	フリガナ				
住所★		〒	-			
電話番号(一般受付用)★※2						
法人番号(13桁)★※3						
許認可★		建設業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		宅建業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※4			<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★※5		一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人リノベーション住宅推進協議会(リノベ協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人日本塗装工業会(JPCA)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人住生活リフォーム推進協会(HORP)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		一般社団法人JBN・全国工務店協会(JBN)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
			<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
			<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
			<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無

- ※1 支店・事業所がない場合(支店・事業所はあるが、本社等の単位で事業者登録を行う場合等を含む)は、「-」(フリガナの場合は「ナシ」)を入力して下さい。また、同一法人で複数の事業者登録をする場合は、区別ができるよう「支店・事業所名」欄を入力して下さい。
- ※2 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。
- ※3 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)
- ※4 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスジューメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。
- ※5 各登録住宅リフォーム事業者団体より訂正依頼があれば、事務局の職権で訂正する場合があります。

■担当者連絡先

支店・事業所名	フリガナ		
住所	〒 ー		
部署			
役職			
氏名	フリガナ		
電話番号	固定		(内線)
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

■決裁者連絡先

支店・事業所名	フリガナ		
住所	〒 ー		
部署			
役職			
氏名	フリガナ		
電話番号	固定		(内線)
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。
 ※住宅登録の内容は決裁者にも通知されます。また、本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、事務局は当該決裁者に連絡の上、改善を求めることがあります。決裁者が担当者と同じ場合であっても入力して下さい。

事業者の公表情報一覧(グループ提案の場合は代表提案者を含む全構成者を記載)

事業者番号 (非公表)	事業者 種別	法人・個人事 業主の名称	支店・ 事業所名	所在地		連絡先		法人番号 (13桁)※2	許認可		住宅瑕疵担保 責任保険法人 への登録(リ フォーム瑕疵保 険)の有無※3	登録団体名
				郵便番号	住所	電話番号 (一般受付用)※1	建設許可 の有無		住宅建築許 可の有無			

※1

公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウズビジネス」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧

事業者番号	<input type="text"/>
提案者種別	<input type="text"/>
グループ名	<input type="text"/>

■採択後に本事業のホームページ上に公開される項目(★の項目)

事業者種別★	<input type="text"/>			
法人・個人事業主の名称★	<input type="text"/>	印		
支店・事業所名★※1	<input type="text"/>			
代表者	役職名			<input type="text"/>
	氏名			<input type="text"/>
住所★	<input type="text"/>			
電話番号(一般受付用)★※2	<input type="text"/>			
法人番号(13桁)★※3	<input type="text"/>			
許認可★	建設業許可の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	宅建業許可の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※4	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★※5	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会(リノベ協)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人日本塗装工業会(JPCA)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人住生活リフォーム推進協会(HORP)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	一般社団法人JBN・全国工務店協会(JBN)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

※1 支店・事業所がない場合(支店・事業所はあるが、本社等の単位で事業者登録を行う場合等を含む)は、「-」(フリガナの場合は「ナシ」)を入力して下さい。また、同一法人で複数の事業者登録をする場合は、区別ができるよう「支店・事業所名」欄を入力して下さい。

※2 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※3 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※4 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスジーメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

※5 各登録住宅リフォーム事業者団体より訂正依頼があれば、事務局の職権で訂正する場合があります。

■担当者連絡先

支店・事業所名		フリガナ	
住所		〒	—
部署			
役職			
氏名		フリガナ	
電話番号	固定		(内線)
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

■決裁者連絡先

支店・事業所名		フリガナ	
住所		〒	—
部署			
役職			
氏名		フリガナ	
電話番号	固定		(内線)
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。
 ※住宅登録の内容は決裁者にも通知されます。また、本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、事務局は当該決裁者に連絡の上、改善を求めることがあります。決裁者が担当者と同じ場合であっても入力して下さい。

リフォーム工事の概算実績

- ・提案者の直近3年(年、年度、会計年度いずれも可)の総工事費、及びリフォーム工事の概算実績(件数・総工事費)を記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ構成者の合計値を記載してください。

	平成26年(度)		平成27年(度)		平成28年(度)		3年間合計	
		戸		戸		戸		戸
戸建住宅・共同住宅等専用部分のリフォーム工事戸数							0	戸
共同住宅等共用部分のリフォーム工事棟数		棟		棟		棟	0	棟
リフォーム工事の総工事費		千円		千円		千円	0	千円
リフォーム工事以外を含む総工事費		千円		千円		千円	0	千円
代表提案者の資本金						千円		

(注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

(注2) 平成28年(度)の実績が分からない場合は、平成25年(度)から平成27年(度)の実績を記入してください。

事業計画及び補助金申請額(1)／戸建住宅

■補助額の算定

NO.	対象 住戸数	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世帯同居対応改修工事の補助申請額の算定				
		(1)特定性能向上リフォーム工事費		(2)その他性能向上リフォーム工事費		(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用				(4)三世帯同居改修工事		三世帯同居対応改修工事の補助申請額		補助 申請額		
		特定性能向上工事に係る事業費	補助額算定用小計	その他性能向上工事に係る事業費	事業費の1/3	補助額算定用小計	インスペクション等※に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	性能向上リフォーム工事の補助申請額	小計	補助上限額	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額		三世帯同居改修工事の補助申請額	
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	A	B	$C=B \times \frac{1}{3}$	D	$E=D \times \frac{1}{3}$	F:「C」、「E」のいずれか低い値	G	H	$F=(G+H) \times \frac{1}{3}$	$J=C+F+I$	(1):100万円 (2):200万円	K:「J」と「A」×補助上限額のいずれか低い値	M:「L」と「A」×補助上限額のいずれか低い値	P=K+N		
戸提 -																
戸提 -																
戸提 -																
戸提 -																
戸提 -																
計																

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

(注2)1住戸あたりの補助申請の限度額は、全ての性能項目で認定基準又は認定基準相当とする場合は200万円、その他の場合は100万円としてください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等専用部分

■ 補助額の算定

NO.	対象 住戸数 (戸)	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世代同居対応改修工事の補助申請額の算定				
		(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費		(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用				性能向上リフォーム工事の補助申請額		(4) 三世代同居対応改修工事		三世代同居対応改修工事の補助申請額	補助申請額	
		特定性能向上工事に係る事業費	補助額算定用小計	その他性能向上工事に係る事業費	事業費の1/3	インスペクション等※に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	補助額算定用小計	小計	補助上限額	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額	三世代同居対応改修工事に係る事業費	事業費の1/3			補助上限額
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A	B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:「C」,「E」のいずれか低い値	G	H	I=(G+H)×1/3	J=C+F+I	(1):100万円 (2):200万円	K:「J」,「A」×補助上限額のいずれか低い値	L	M=L×1/3	N:「M」,「A」×補助上限額のいずれか低い値	P=K+N	
共専提 -																
共専提 -																
共専提 -																
共専提 -																
共専提 -																
計																

※) インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。
 (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2) 1住戸あたりの補助申請の限度額は、全ての性能項目で認定基準又は認定基準相当とする場合は200万円、その他の場合は100万円としてください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等共用部分

■ 補助額の算定

NO.	対象 住戸数	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世代同居対応改修工事の補助申請額の算定				
		(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費		(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用				性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額		(4) 三世代同居改修工事		三世代同居対応改修工事の補助申請額		
		特定性能向上工事に係る事業費	補助額算定用小計	その他性能向上工事に係る事業費	事業費の1/3	補助額算定用小計	インスペクション等※に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	補助額算定用小計	小計	補助上限額	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額	三世代同居改修工事に係る事業費	三世代同居改修工事の補助申請額	補助上限額	三世代同居対応改修工事の補助申請額
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A		B	$C = B \times \frac{1}{3}$	D	$E = D \times \frac{1}{3}$	F:「C」,「E」のいずれか低い値	G	H	$I = (G+H) \times \frac{1}{3}$	$J = C + F + I$	(1):100万円 (2):200万円	K:「J」,「A」×補助上限額のいずれか低い値	L	$M = L \times \frac{1}{3}$	N:「M」,「A」×補助上限額のいずれか低い値	P=K+N
共用提 -																
共用提 -																
共用提 -																
共用提 -																
共用提 -																
計																

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。
 (注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)1住戸あたりの補助申請の限度額は、全ての性能項目で認定基準又は認定基準相当とする場合は200万円、その他の場合は100万円としてください。

事業計画及び補助金申請額(2)

(1) 事業費の計算

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
長期優良住宅化リフォーム 工事に係る総事業費	事業費	①=(B)							
	事業費	(1)特定性能向上工事							
	事業費	(2)その他性能向上工事							
三世代同居対応改修工事の 補助申請額の算定	事業費	(3)インスペクション・ 維持保全計画作成、 及びリフォーム瑕疵保険							
	事業費	(4)三世代同居対応改修 工事							
事業費合計		⑤=①+②+③+④							

(2) 補助申請額の計算

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補助額合計		⑥=(P)							
補助下限額以上となっているかの確認 (以上となっている場合はチェック)		P ≥ 100千円							

他の補助金の有無

本事業以外に国の補助金(国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む)を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください

他の補助金有り

他の補助金無し

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

平成30年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(提案型)】

長期優良住宅化リフォーム工事の提案概要

[]

戸数	戸
----	---

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

■提案概要

①提案概要

タイトル		
提案概要	リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等	
	本提案の目的と要旨	

②提案項目(複数選択可能)

提案項目		提案テーマ(1つ以上選択、複数選択可能)	主な提案項目※(いずれか1つ)
ハード技術	構造躯体等の劣化対策	<input type="checkbox"/> 現場で施工可能なK3相当の防腐・防蟻措置 <input type="checkbox"/> 基礎高さ300mm未満の場合における、土台への雨はね防止措置 <input type="checkbox"/> 既存外壁を存置したまま、通気構造化する工法 <input type="checkbox"/> 居付きで行う、床下換気口の増設方法や床下防湿措置 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の発錆補修方法 <input type="checkbox"/> 中性化深さが評価基準にわずかに満たない場合の中性化進行抑制技術と適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 飛来塩分に起因する劣化事象が生じている場合の劣化進行抑制技術と適切な維持管理 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	耐震性	<input type="checkbox"/> 診断や計画を適切に行うための連携体制の整備 <input type="checkbox"/> 他の性能向上とあわせた、合理的な耐震改修計画・工法 <input type="checkbox"/> 建物重量の軽量化や減築等を伴う耐震改修計画とその施工方法 <input type="checkbox"/> 既存住宅の状況などを踏まえた、新たな耐震改修工法の活用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> ライフステージに応じた、合理的な省エネルギー改修の計画・方法 <input type="checkbox"/> 現況の断熱性能を把握するための非破壊調査・診断方法等の提案 <input type="checkbox"/> 住戸の類型に合わせた、合理的な省エネルギー改修の計画・方法 <input type="checkbox"/> 区分所有マンションにおける省エネルギー改修に係る合意形成の促進 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	計画・維持管理等	維持管理・更新の容易性 <input type="checkbox"/> 維持保全計画に位置付けた改修工事の実現性を担保する具体的な仕組みの提案 <input type="checkbox"/> 区分所有マンションにおける専用配管位置の変更に係る合意形成の促進 <input type="checkbox"/> その他 その他 ※高齢者等対策、可変性等 <input type="checkbox"/> 将来的な間取り変更などを可能とするための構工法などの提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
ソフト技術	生産・流通体制(ソフト技術全般)	<input type="checkbox"/> 新築とは異なる、リフォームに対応した事業体制の構築 <input type="checkbox"/> 消費者へのメリットの提供及び見える化 <input type="checkbox"/> リフォームの特性を踏まえた人材育成 <input type="checkbox"/> リフォーム市場における、地域の住宅生産体制の整備 <input type="checkbox"/> 区分所有マンション向けの各種調査や標準的なリフォーム工事例などの提示 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

※主な提案項目は、審査の際にどの専門委員会ですべて審査を受けるかを定めるものです。いずれか1つにチェックを入れてください。

平成30年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(提案型)】

長期優良住宅化リフォーム工事の提案概要

[]

戸数	戸
----	---

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

■提案概要

①提案概要

タイトル		
提案概要	リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等	
	本提案の目的と要旨	

②提案項目(複数選択可能)

提案項目		提案テーマ(1つ以上選択、複数選択可能)	主な提案項目※ (いずれか1つ)
ハード技術	構造躯体等の劣化対策	<input type="checkbox"/> 現場で施工可能なK3相当の防腐・防蟻措置 <input type="checkbox"/> 基礎高さ300mm未満の場合における、土台への雨はね防止措置 <input type="checkbox"/> 既存外壁を存置したまま、通気構造化する工法 <input type="checkbox"/> 居付きで行う、床下換気口の増設方法や床下防湿措置 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の発錆補修方法 <input type="checkbox"/> 中性化深さが評価基準にわずかに満たない場合の 中性化進行抑制技術と適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 飛来塩分に起因する劣化事象が生じている場合の 劣化進行抑制技術と適切な維持管理 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	耐震性	<input type="checkbox"/> 診断や計画を適切に行うための連携体制の整備 <input type="checkbox"/> 他の性能向上とあわせた、合理的な耐震改修計画・工法 <input type="checkbox"/> 建物重量の軽量化や減築等を伴う耐震改修計画とその施工方法 <input type="checkbox"/> 既存住宅の状況などを踏まえた、新たな耐震改修工法の活用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> ライフステージに応じた、合理的な省エネルギー改修の計画・方法 <input type="checkbox"/> 現況の断熱性能を把握するための非破壊調査・診断方法等の提案 <input type="checkbox"/> 住戸の類型に合わせた、合理的な省エネルギー改修の計画・方法 <input type="checkbox"/> 区分所有マンションにおける省エネルギー改修に係る合意形成の促進 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	計画・維持管理等	維持管理・更新の容易性 <input type="checkbox"/> 維持保全計画に位置付けた改修工事の実現性を担保する具体的な仕組みの提案 <input type="checkbox"/> 区分所有マンションにおける専用配管位置の変更に係る合意形成の促進 <input type="checkbox"/> その他 その他 ※高齢者等対策、可変性等 <input type="checkbox"/> 将来的な間取り変更などを可能とするための構工法などの提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
ソフト技術	生産・流通体制(ソフト技術全般)	<input type="checkbox"/> 新築とは異なる、リフォームに対応した事業体制の構築 <input type="checkbox"/> 消費者へのメリットの提供及び見える化 <input type="checkbox"/> リフォームの特性を踏まえた人材育成 <input type="checkbox"/> リフォーム市場における、地域の住宅生産体制の整備 <input type="checkbox"/> 区分所有マンション向けの各種調査や標準的なリフォーム工事例などの提示 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

※主な提案項目は、審査の際にどの専門委員会に主に審査を受けるかを定めるものです。
 いずれか1つにチェックを入れてください。

平成30年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(提案型)】

長期優良住宅化リフォーム工事の提案概要

[]

戸数	戸	棟数	戸
----	---	----	---

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

■提案概要

①提案概要

タイトル		
提案概要	リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等	
	本提案の目的と要旨	

②提案項目(複数選択可能)

提案項目		提案テーマ(1つ以上選択、複数選択可能)	主な提案項目※ (いずれか1つ)
ハード技術	構造躯体等の劣化対策	<input type="checkbox"/> 現場で施工可能なK3相当の防腐・防蟻措置 <input type="checkbox"/> 基礎高さ300mm未満の場合における、土台への雨はね防止措置 <input type="checkbox"/> 既存外壁を存置したまま、通気構造化する工法 <input type="checkbox"/> 居付きで行う、床下換気口の増設方法や床下防湿措置 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の発錆補修方法 <input type="checkbox"/> 中性化深さが評価基準にわずかに満たない場合の中性化進行抑制技術と適切な維持管理 <input type="checkbox"/> 飛来塩分に起因する劣化事象が生じている場合の劣化進行抑制技術と適切な維持管理 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	耐震性	<input type="checkbox"/> 診断や計画を適切に行うための連携体制の整備 <input type="checkbox"/> 他の性能向上とあわせた、合理的な耐震改修計画・工法 <input type="checkbox"/> 建物重量の軽量化や減築等を伴う耐震改修計画とその施工方法 <input type="checkbox"/> 既存住宅の状況などを踏まえた、新たな耐震改修工法の活用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> ライフステージに応じた、合理的な省エネルギー改修の計画・方法 <input type="checkbox"/> 現況の断熱性能を把握するための非破壊調査・診断方法等の提案 <input type="checkbox"/> 住戸の類型に合わせた、合理的な省エネルギー改修の計画・方法 <input type="checkbox"/> 区分所有マンションにおける省エネルギー改修に係る合意形成の促進 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	計画・維持管理等	維持管理・更新の容易性 <input type="checkbox"/> 維持保全計画に位置付けた改修工事の実現性を担保する具体的な仕組みの提案 <input type="checkbox"/> 区分所有マンションにおける専用配管位置の変更に係る合意形成の促進 <input type="checkbox"/> その他 その他 ※高齢者等対策、可変性等 <input type="checkbox"/> 将来的な間取り変更などを可能とするための構工法などの提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
ソフト技術	生産・流通体制(ソフト技術全般)	<input type="checkbox"/> 新築とは異なる、リフォームに対応した事業体制の構築 <input type="checkbox"/> 消費者へのメリットの提供及び見える化 <input type="checkbox"/> リフォームの特性を踏まえた人材育成 <input type="checkbox"/> リフォーム市場における、地域の住宅生産体制の整備 <input type="checkbox"/> 区分所有マンション向けの各種調査や標準的なリフォーム工事例などの提示 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

※主な提案項目は、審査の際にどの専門委員会に主に審査を受けるかを定めるものです。いずれか1つにチェックを入れてください。

■性能項目別の措置の概要

①認定取得に関する確認事項

<input type="checkbox"/>	長期優良住宅(増改築)の認定取得を予定している
<input type="checkbox"/>	認定取得における面積基準の内容を確認・把握している

・基準によって評価できないが、代替とする性能向上措置により、基準に相当すると判断できる提案を行う場合は、認定基準相当、評価基準相当を選択してください。
 ・また、認定基準相当、評価基準相当を選択した場合は、下表の①～③について簡潔に示してください。

②性能項目別の措置の概要

項目	リフォームによる住宅性能の評価	①基準によって評価できない具体的な項目	②代替とする性能向上措置の概要と効果	③基準に相当すると判断した根拠
構造 躯体等 の劣化 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
維持 管理・ 更新の 容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			

--

■性能項目別の措置の概要

①認定取得に関する確認事項

<input type="checkbox"/>	長期優良住宅(増改築)の認定取得を予定している
<input type="checkbox"/>	認定取得における面積基準の内容を確認・把握している

・基準によって評価できないが、代替とする性能向上措置により、基準に相当すると判断できる提案を行う場合は、認定基準相当、評価基準相当を選択してください。
 ・また、認定基準相当、評価基準相当を選択した場合は、下表の①～③について簡潔に示してください。

②性能項目別の措置の概要

項目	リフォームによる住宅性能の評価	①基準によって評価できない具体的な項目	②代替とする性能向上措置の概要と効果	③基準に相当すると判断した根拠
構造 躯体等 の劣化 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
維持 管理・ 更新の 容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
高齢者 等対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
可変性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 認定基準未滿			

--

■性能項目別の措置の概要

①認定取得に関する確認事項

<input type="checkbox"/>	長期優良住宅(増改築)の認定取得を予定している
<input type="checkbox"/>	認定取得における面積基準の内容を確認・把握している

・基準によって評価できないが、代替とする性能向上措置により、基準に相当すると判断できる提案を行う場合は、認定基準相当、評価基準相当を選択してください。
 ・また、認定基準相当、評価基準相当を選択した場合は、下表の①～③について簡潔に示してください。

②性能項目別の措置の概要

項目	リフォームによる住宅性能の評価	①基準によって評価できない具体的な項目	②代替とする性能向上措置の概要と効果	③基準に相当すると判断した根拠
構造 躯体等 の劣化 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
維持 管理・ 更新の 容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
高齢者 等対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿			
可変性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 認定基準未滿			

平成 30 年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ（提案型）】

事業者番号		住宅種別・No	
-------	--	---------	--

■提案の詳細内容（提案の種類ごとに5枚以内かつ参考資料は10枚以内） 1枚/5枚

- ・リフォーム対象となる住宅の現状と課題、様式 4-1 の提案テーマに対して解決方法を示す提案内容、提案における先導性・汎用性・独自性等について、記載してください。
- ・様式 4-2 において、認定基準相当、評価基準相当を選択する場合は、性能向上措置の内容と効果、各々の基準に相当すると判断した根拠等の詳細も示してください。
- ・募集要領に記載された「提案のポイント」等を参考にしながら、図表等を用いて記載してください。

※ 本様式は、募集要領及び記入例の様式と一部異なります。

タイトル	
<p>提案しようとする内容を詳細に記述してください。</p>	